

1 土地区画整理法第76条許可申請の流れ(建築物)

八王子市が施行する土地区画整理事業施行中の地区内(※)で建築行為を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき市長の許可及び施行者の意見が必要となります。

76条許可の審査に先立って必要となる施行者の意見書は区画整理課で作成します。

許可申請をされる方は下記のとおり手続きを行ってください。

※土地区画整理法第76条許可申請が必要な施行中地区

中野中央地区…中野山王一丁目から三丁目の各一部

宇津木地区…尾崎町、左入町、宇津木町、大谷町の各一部

中野西地区…中野上町一丁目から四丁目、中野山王一丁目、暁町一丁目の各一部

申請内容	提出先	手続き	処理期間
事前協議	区画整理課	○仮換地未指定地で建築行為等を行う場合は事前協議が必要です！ ①指定の図面を1部提出してください。(P2の2) ②協議終了後、76条許可申請ができます。	概ね10日間
許可申請	区画整理課	1 申請書類の用意 ①申請用紙を取得してください。 ②指定の図面を用意してください。 ③留意事項(P4)に沿って申請書類を作成してください。	—
	区画整理課	2 区画整理課へ提出 ①区画整理課へ申請書類を提出してください。 ②審査を行い意見書を作成します。	概ね14日間
	区画整理課	3 申請書類の受け取り ①意見書を添付した許可申請書(正本と副本)をお返しします。ご連絡がありましたら受け取りにお越しく下さい。	
	建築指導課	4 76条許可申請 ①意見書を添付した許可申請書(正本と副本)を提出してください。 ②建築指導課で審査を行い、許可書を交付します。	概ね14日間
確認申請	建築指導課 又は 民間指定 確認検査機関	5 確認申請 ①76条許可書を添付し、八王子市建築指導課又は民間指定確認検査機関へ確認申請を提出してください。	—

2 事前協議の提出書類

土地区画整理事業による仮換地が済んでいない土地(仮換地未指定地)で建築行為等を行う場合は、76条許可申請手続きの前に事前協議が必要です。

事前協議には以下の図面を1部、区画整理課に提出してください。

審査期間は概ね10日かかります。

事前協議に必要な書類

- ・案内図 ・配置図(構造及び階数を明記すること)
- ・平面図 ・立面図
- ・断面図(最大階数の断面、基礎形状がわかるもの)

3 申請時に用意する書類

(1) 土地区画整合法第76条の許可申請書及び許可書 (記入についての留意事項は4ページにあります)

★ 委任状(土地区画整合法に関する許可の手続き等を委任するもの)

★ その他(都市計画決定線の位置確認回答書など)

(2) 案内図

(3) 配置図(縮尺1/200以上のもの、構造及び階数を明記すること)

※図書の縮尺は三角スケール等で確認できるものとする。

(4) 二面以上の断面図(縮尺1/200以上、最大階数の断面、基礎形状のわかるもの)

(5) 誓約書(仮換地未指定地のみ)

(6) 意見書交付申請書

- ・ ★印は建築指導課に申請する際に必要になる書類です。
詳しいお問い合わせは、建築指導課へお願いします。
- ・ 土地区画整合法第76条の許可申請窓口は建築指導課です。
- ・ 土地区画整合法第76条第2項に基づく意見書を区画整理課で作成します。

○ 申請方法や書類についてのお問い合わせ

・上記★印に関する内容について

まちなみ整備部 建築指導課(市役所5階) TEL 042(620)7264

・その他の内容について

建設部 区画整理課(市役所6階) TEL 042(620)7394

○ ホームページから許可申請書をダウンロードできます。

・八王子市ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

トップ > 市政情報 > 市の政策・計画とまちづくり > まちづくり > 区画整理

> 区画整理 各種申請・証明・届出 > 土地区画整合法第76条の許可申請について

4 申請時に用意する書類について

施行中の土地区画整理事業地区内の建築行為等の許可申請書類
(土地区画整理法第76条)

申請地の仮換地指定状況

指定済

未指定

① 許可申請書（正本）	① 許可申請書 正 ★委任状 ★その他 ②案内図 ③配置図 ④断面図	① 許可申請書 正 ★委任状 ★その他 ②案内図 ③配置図 ④断面図
② 許可書（副本）	① 許可書 副 ②案内図 ③配置図 ④断面図	① 許可書 副 ②案内図 ③配置図 ④断面図 ⑤誓約書
③ 意見書（副申）（写）	①案内図 ②配置図 ③断面図	①案内図 ②配置図 ③断面図
④ 審査用図面	①意見書交付申請書 ②案内図 ③配置図 ④断面図	①意見書交付申請書 ②案内図 ③配置図 ④断面図 ⑤誓約書

5 留意事項

許可申請書の各項目について、次のことにご留意ください。
「仮換地指定済」と「仮換地未指定」の土地では記載方法が異なりますのでご注意ください。

正

許可申請書

八王子市長 殿

申請者 住所 〇〇市△△町10-3 □□□□101号

氏名 〇 〇 〇 〇

〔申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。〕

土地区画整理法第76条第1項 の許可を受けたいので、
下記により申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 建築物の敷地の所在及び地番	八王子市 〇〇町1-1, -2の一部, -3 (1-1)				
2. 建築物の構造	木造				
3. 新築、増築、改築又は移転の別	新築 増築 改築 移転 その他 ()				
4. 敷地面積	180 m ²	建築面積	70.55 m ²	延べ面積	150.02 m ²
土地区画整理事業の名称	八王子都市計画 〇〇〇〇 土地区画整理事業				

副

許可書

許可第 号

申請者 〇 〇 〇 〇

記

1. 建築物の敷地の所在及び地番

八王子市 〇〇町1-1, -2の一部, -3 (1-1)

2. 建築物の構造

木造

3. 新築、増築、改築又は移転の別

新築、増築、改築、移転、その他 ()

4. 敷地面積

180 m²

5. 建築面積

70.55 m²

6. 延べ面積

150.02 m²

7. 条 件

●「申請者欄」について

建築主の住所、氏名を記入してください。

●「建築物の敷地の位置」の記載について

仮換地指定済

建築敷地に係る底地地番をすべて記載のうえ()書きで仮換地符号を記載してください。
例:八王子市〇〇町1-1, -2の一部, -3 (1-1)

底地地番	仮換地符号
------	-------

仮換地未指定

(底地と仮換地の位置関係については、仮換地位置図等をご確認ください)
建築敷地に係る地番のみご記入ください。
例:八王子市〇〇町1100-1, -2

●「敷地面積」の記載について

仮換地指定済

仮換地指定されている面積を記載してください。原則は整数で表記します。
(仮換地指定面積は、仮換地指定通知等をご確認ください)

仮換地未指定

三斜求積した面積を記載してください。

●添付図面「配置図」について

仮換地指定済

仮換地指定どおりの辺長を記載してください。原則は小数点以下第一位までを表記します。
※仮換地指定地の一部を建築物の敷地とする分割申請の場合は、仮換地指定地全体を図示し、辺長を記載したうえで、申請部分を明示してください。
(仮換地指定地の辺長は、仮換地明細図等をご確認ください)

仮換地未指定

求積図に基づく辺長を記載してください。

●「土地区画整理事業の名称」の記載について

申請箇所的位置する地区を記入してください。(地区の間違いに注意！)